

【面接相談】 場所：福祉センター（新町3丁目3-2）

実施日		相談員
月～金曜日	9時～17時	相談コーディネーター
第3水曜日	13時～16時	行政相談委員
木曜日	13時～16時	人権擁護委員

【電話相談】

☎ 24-2200（五條本所）

☎ 33-0294（西吉野・大塔支所）

◆受付日時：月～金曜日 9時～17時



## 社会福祉法人五條市社会福祉協議会

五條本所 五條市新町3丁目3番2号

☎ 24-4152・24-2200

西吉野・大塔支所 五條市西吉野町城戸122番地の1

☎ 33-0294

無料

ひとりで悩まず お気軽に

# ふれあい相談

こんなことで困っていませんか？



ふれあい相談では、住民の皆様の困りごと相談をお受けしています。個人情報厳守いたしますので、ひとりで悩まず気軽にご相談下さい。その場で解決できない場合は、関係機関へおつなぎしますので、どんなことでもご相談下さい。



# 困ったときは、ひとりで悩まず気軽に相談ください

相続のことで家族に迷惑をかけたくない

例えば

遺言書の作成のため公証役場を紹介した結果、公証人の仲立ちのもと遺言書を作成することができました。

国道の歩道と車道との段差を解消して欲しい

例えば

行政相談委員に段差解消のため国道事務所に改善を要求してもらうことができました。

隣家の騒音が気になり、眠れない

例えば

自治会長や民生委員が仲立ちをして話をした結果、隣家が理解してくれ改善されました。

高齢により体が不自由になったため、お風呂に手すりをつけてほしい

例えば

市役所で介護保険の認定調査を受けた結果、介護保険を利用することができ、お風呂に手すりをつけることができた。

判断能力の低下（認知症、知的障害等）により、公共料金などの支払いや生活費の使い方が、ひとりでは難しい

例えば

日常生活自立支援事業（社会福祉協議会の事業）を利用し、金銭管理の支援を受けることで、計画的に生活費を使えるようになりました。

どのような相談でも、困ったときは悩まずにご相談ください。各分野の相談員がお聞きし、必要な場合は関係機関へおつなぎします。

